

5分で読める!?

# 要介護認定調査ニュース

Vol.12

新型コロナウイルスの影響で落ち着かない状況が続きますが、皆さまもお体ご自愛下さい。今回は要介護1、要支援2の基準の整理と、平成30年度要介護認定適正化事業「技術的助言事業」で指摘を受けた事項についてお知らせです。ご存知の方も多いと思いますが、ぜひ、今一度ご確認をお願いします!

◇要介護1と要支援2の違いは?

要介護認定等基準時間(介護の手間の時間)は32分以上50分未満で2つとも同じです。審査会によって介護1と支援2に振り分けが行われます。

## ①認知機能や思考・感情等の障害により予防給付の理解が困難であるか

### POINT!

認知症の診断名だけでなく、特記事項、主治医意見書の記載内容から判断されます。

認知症を有しない場合でも、精神神経疾患の症状や程度により、予防給付の理解が困難と判断する場合があります。

## ②概ね6カ月以内に心身の状態が悪化し、介護の手間が増大する予定による要介護度の再検討の必要(不安定性)があるか

### POINT!

疾病・外傷の急性期、末期の悪性腫瘍などが考えられます。ただし、主治医意見書に「不安定」との記載があること、及び診断名にそれらの疾病や外傷があるのみでは不安定性の基準には当てはまりません。(6カ月以内に状況の悪化が予測され、それに伴い短時間で介護度の再検討の必要がある場合のみ、不安定性が認められます)

①または②に該当する	→	要介護1
該当しない	→	要支援2

・1-1 麻痺(6.その他) > について指摘がありました  
・2-1 移乗、2-2 移動  
~令和元年度ヒアリングから~

### ☆1-1 麻痺(6.その他)

手指・足趾に麻痺がある場合は特記事項の記載にとどめ、チェックはしません。手指については上肢の一部に含まれるものと考えられますが、上肢の選択は、通常通り実際に試行した結果と日頃の状況から判断してください。

### ☆2-1 移乗、2-2 移動

2-1 移乗、2-2 移動における「見守り」は「確認」、「指示」、「声かけ」等いざというときに介助ができる状況です。「遠くから気を付けて見ている」は対象になりません。



※認定調査時はマスクの着用、手指の消毒・手洗い等、感染拡大防止の取り組みをお願いいたします。